



令和5年度 障がいのある人のコミュニケーション手段の 理解・啓発ポスターコンクール

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、UDトークなどの情報通信機器など）を用いて、コミュニケーションを取る様子を描いたもの、その体験をした時の様子を描いたものなどを描いたポスターを募集します！

小学生の部、中学生の部、高校生の部

応募期間 令和5年7月20日（木）～令和5年9月19日（火）必着

画用紙 四つ切（380mm×540mm）を使用してください。

水彩、油彩、色鉛筆、クレパスでの手描き、パソコン等を使用するグラフィックス制作のいずれでも結構です。標語は入れなくても構いません。自由に描いてください。※ただし、オリジナル及び未発表のものに限ります。



←高松市公式ホームページ「令和5年度障がいのある人のコミュニケーション手段の理解・啓発ポスターコンクール」はこちらから

主催：高松市 イラスト協力：大山未々子



作品の提出方法

作品の裏面に「作品のタイトル、学校名・学年、氏名(ふりがな)、電話番号、返却不要・返却希望のどちらか」を記載し、高松市障がい福祉課(本庁舎2階)に、郵送か持参のいずれかで提出してください。※御記入いただいた個人情報は厳重に管理し、本事業運営に必要な範囲内(事務手続、審査結果発表、作品展、広報等での活用)で利用し、上記以外の目的で、本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。

注意点

- (1)応募に関わる一切の費用は、応募者の負担となります。
- (2)応募規定違反と認められた場合は、受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3)作品は返却いたしません。返却を希望する方は、令和6年3月29日までに、高松市障がい福祉課(本庁舎2階)に取りに来てください。期限後は処分いたします。

高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例



高松市では、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に寄与するため、平成31年3月に「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。

選考等

主催者が委嘱する審査員により行います。各部門につき、最優秀作品1点、優秀作品2点、佳作(以後「入賞作品」といいます。)を選びます。

発表・表彰

- (1)令和5年11月上旬頃、入賞者に連絡します。
- (2)最優秀作品と優秀作品には、賞状と副賞を贈呈します。副賞は、最優秀作品5000円分、優秀作品3000円分の図書カードです。
- (3)入賞作品は、障害者週間に開催する作品展で掲示するとともに、最優秀作品と優秀作品については、表彰式を行います(下記参照)。※入賞者については、学校名、学年、氏名を公表します(望まない場合は応相談)。
- (4)最優秀作品について、主催者において広報資料に活用させていただきます。※最優秀作品の著作権は主催者に帰属します。

作品展(予定)

【期間】令和5年12月6日(水)～令和5年12月10日(日) 表彰式12月9日(土) 【場所】瓦町 FLAG 8階 市民交流プラザ IKODE 瓦町(香川県高松市常磐町一丁目3番地1) 【展示作品】入賞作品すべて

事務局・問合せ先

高松市 健康福祉局 障がい福祉課
(担当:管理係 大林、矢野)

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎2階
TEL : 087-839-2333 FAX : 087-821-0086
MAIL : syoufuku@city.takamatsu.lg.jp
受付時間 : 平日 8:30～17:00

↓作品の裏に、はりつけてください。(コピーしてお使いいただけます。)

きりとり

作品のタイトル	
学校名・学年	
ふりがな	
氏名	
電話番号	
作品の返却について	返却不要 ・ 高松市障がい福祉課窓口にて返却希望